

第21回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

株式会社レノバ

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.renovainc.com/ir/meeting>）に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制

【2020年5月7日開催の取締役会の決議をもって改定した基本方針】	【2019年度の運用状況の概要】
①企業としての社会的役割・責任の下、企業理念に関する「RENOVAの理念」、企業倫理に関する「コンプライアンス憲章」に従い、当社グループ役職員一同が、社会とともに成長・発展していく基本姿勢を持つよう徹底する。 ②取締役及び執行役員は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及びその他の社内規程等に従い、業務を執行する。 ③監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人、内部監査室と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役及び執行役員の職務執行の適正性について監査を実施する。 ④代表取締役社長CEOを委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化に必要な施策を立案・実施するとともに、コンプライアンスに関する課題及び対応状況を定期的に取締役会に報告する。また、コンプライアンス違反があった場合は、厳正な処分を課す。 ⑤すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象とした内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反等の未然防止及び早期発見を図る。また、通報者に対し不利益が生じない体制を構築する。 ⑥他の業務部門から独立した、代表取締役社長CEOが直接管理する内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従った内部監査を実施する。	①原則毎月開催する「社員会」において、「RENOVAの理念」に則った事業活動の共有を行い、理念の浸透を図っています。また、「コンプライアンス憲章」の遵守に関する確認を毎年当社グループの全役職員に対して行い、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。 ②取締役及び執行役員は、取締役会の決定した業務分掌に基づき、法令、定款、取締役会決議及びその他の社内規程等に従い、業務を執行しています。当該業務執行状況は、定期的に取締役会に報告されています。 ③監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要会議への出席、当社及び子会社の拠点往査、当社及び重要な子会社の代表取締役その他経営幹部との意見交換等により、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役の職務執行の適正性について監査を実施しています。 ④コンプライアンス委員会を年4回開催しており、当社及び子会社のコンプライアンス体制の強化を図っています。また、監査役も当該委員会に参加して連携するとともに、活動内容は取締役会へ年次報告を行っています。 ⑤「企業倫理ホットライン」を設置し、外部弁護士、常勤監査役及び内部監査室担当者を窓口として、当社グループにおいて運用を行い、これらの施策の効果について定期的に検証し改善を行っています。また、当該制度のポスター掲示や「社員会」での外部弁護士の紹介等、当該ホットラインの周知を実施するほか、当該ホットラインに報告・相談を行った者が不利益取扱いや嫌がらせ等を受けない体制が確保されています。 ⑥代表取締役社長CEOが直轄管理する内部監査室は、「内部監査規程」に則り、内部統制システムの有効性を監査し、その結果及び改善課題を代表取締役社長CEO及び監査役等に報告しています。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する方針及び体制

【2020年5月7日開催の取締役会の決議をもって改定した基本方針】	【2019年度の運用状況の概要】
①株主総会議事録、取締役会議事録の法定文書のほか、取締役及び執行役員の職務執行に関わる情報は、定款、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「情報管理規程」及び「文書保存管理規程」等に従い、適正に保存・管理する。 ②情報の保存及び管理が規程に従い適正になされているか内部監査室による監査等により確認する。 ③会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部門を設置するとともに、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。	①株主総会議事録、取締役会議事録はじめ、経営会議事録等、取締役及び執行役員の職務執行に関わる情報は、定款及び社内規程等に従い適正に保存・管理されています。 ②情報の保存及び管理の状況については、内部監査室による監査をはじめ、監査役監査においても確認されています。 ③「情報開示マニュアル」に基づき、代表取締役社長CEOが情報開示担当役員を任命し、情報開示担当役員が所管するIR室を情報開示担当部門として設置し、適時適切に開示しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制

【2020年5月7日開催の取締役会の決議をもって改定した基本方針】	【2019年度の運用状況の概要】
①リスク管理に関する基本的な事項は「リスク管理規程」に従い、危機発生防止と損失の最小限化を図る。また、経営企画室を主管部門として「リスク管理委員会」を設置し、経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応の体制を整備する。 ②重大な事態が生じた場合には、「危機管理規程」に従い、迅速な危機管理対策が実施できる体制を整備する。 ③「決裁権限規程」に従い、所定の権限及び責任に基づいた業務及び予算の執行を徹底し、未然にリスク回避を図る。	①「リスク管理規程」に則り、「リスク管理委員会」において、当社及び子会社の重要なリスクについて毎年見直しを行い、当社グループ全体のリスク管理に努めるとともに、活動内容は取締役会へ年次報告を行っています。 ②当社及び子会社において災害等の重大な事態が生じた場合、「危機管理規程」に基づき、危機対策委員会を設置し、その指示のもと、被害及び損失の極小化を図る体制を整備しています。 ③「決裁権限規程」に則り、所定の権限及び責任に基づいた業務及び予算の執行を徹底し、未然の損失の危機回避のための体制が整備されています。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が、効率的に行われることを確保するための方針及び体制

【2020年5月7日開催の取締役会の決議をもって改定した基本方針】	【2019年度の運用状況の概要】
①取締役会は、年8回以上開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。 ②代表取締役社長CEO、常勤の取締役、執行役員、本部長、代表取締役社長CEOが指名する部門長で構成する経営会議を原則毎月2回開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議を行う。 ③適正かつ効率的な業務の執行を確保するため、「組織規程」等において各役職者の権限及び責任の明確化を図る。 ④職務執行の決定を適切かつ機動的に行うために、必要に応じ各種の社内委員会を設置し、担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、取締役会の意思決定に資する。	①2020年3月期においては、取締役会が15回（書面決議含む）開催され、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況が報告されています。 ②2020年3月期においては、経営会議が25回開催され、業務執行上の重要課題について審議・報告が行われました。 ③「組織規程」において、各組織の職務分掌及び役職者の責任を明確にしています。また、「決裁権限規程」において各役職者の権限を明示しています。 ④当社においては、「指名・報酬委員会」、「コンプライアンス委員会」、「安全衛生委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、各分野における経営課題について、慎重かつ迅速な協議を行い、経営改善及び取締役会の意思決定に資する活動を行っています。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における、業務の適正を確保するための方針及び体制

【2020年5月7日開催の取締役会の決議をもって改定した基本方針】	【2019年度の運用状況の概要】
①当社及び子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長CEO、監査役、部門責任者及び子会社の管掌部門の責任者に報告し、内部統制の指導、実施の支援を行い、改善を図る。 ②当社及び子会社の月次業績レビューや業務管理状況を確認し、当社取締役会及び経営会議への報告を行い、当社及び子会社の業務執行の適正を確保する。 ③代表取締役社長CEOを委員長とする「コンプライアンス委員会」にて、子会社の事業内容や規模に応じたコンプライアンス体制の整備の促進を図る。 ④「(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制」に記載するリスク管理体制について、子会社においても事業内容、規模及び重要性等に応じ整備を促進し、適切なリスク管理を行う。 ⑤管掌部門を中心とした子会社管理を行い、各子会社の適切かつ効率的な運営を促進する。	①「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況のとおり、子会社においても過去の監査実績や財務状況等により、リスクが高いと判断する子会社に対し内部監査を実施し、継続的に内部統制の改善支援を行っています。 ②「関係会社管理規程」に則り、管掌部門を中心として子会社の月次業績レビューや子会社の取締役等の職務執行状況報告を通じ子会社の状況及び課題を把握し、適宜当社取締役会及び経営会議へ報告が行われています。 ③当社「コンプライアンス委員会」において当社及び子会社全体のコンプライアンス状況の確認を行い、当社グループとして、実効的なコンプライアンス体制の整備を図っています。 ④子会社においても事業内容や規模に応じて必要なリスク管理体制の整備を促進することで、未然の損失の危機回避のための体制が整備されています。 ⑤子会社の独立性に配慮しつつも、当社から子会社への役員派遣及び決裁権限の明確化により、適切かつ効率的な子会社管理を行う体制を構築し、運用しています。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

【2020年5月7日開催の取締役会の決議をもって改定した基本方針】	【2019年度の運用状況の概要】
①監査役は、取締役会、経営会議のほか、社内の各種重要会議に出席し、取締役及び執行役員の職務の執行状況を確認する。 ②取締役及び執行役員は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。 ③取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告を行う。 ④内部監査室は、定期的に内部監査結果を監査役に報告する。 ⑤監査役が当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人から報告を受けることができるよう、内部通報制度を整備する。 ⑥当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わない。	①「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況③に記載のとおりです。 ②取締役及び執行役員は、取締役会及び経営会議において、監査役にも業務執行について適宜適切に報告を行っており、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときも、直ちに監査役に報告を行う体制が整備されています。 ③監査役の求めがある場合には、監査役に対する報告を行うこととしています。 ④内部監査室は、定期的に内部監査結果等を監査役に報告しており、監査役と適宜連携を図る体制となっています。 ⑤当社の企業倫理ホットラインにおいては、常勤監査役も通報窓口としており、監査役が当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人から報告を受けることができる体制を整備しています。 ⑥「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況⑤に記載のとおり、「企業倫理ホットライン」等を通じた通報窓口への情報提供者に対して、不利益が生じない体制が整備されています。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

【2020年5月7日開催の取締役会の決議をもって改定した基本方針】	【2019年度の運用状況の概要】
①監査役が必要と認め、設置要請がある場合は、専任部署を設置する。また、その使用人は社内組織から独立したものとし、監査役が必要な業務を命令する。また、その人事異動・人事評価等は監査役の同意を得るものとする。	①当社は監査役室を設置し、監査役の職務の補助を行っています。また、その使用人は社内組織から独立したものとし、監査役が必要な業務を命令する体制となっています。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【2020年5月7日開催の取締役会の決議をもって改定した基本方針】	【2019年度の運用状況の概要】
①代表取締役社長CEO、会計監査人、内部監査室は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。	①代表取締役社長CEO、会計監査人、内部監査室は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的に監査役と意見交換を実施しています。また、会計監査人、内部監査室、監査役による定例の三様監査連絡会を原則年4回実施し、連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保しています。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

【2020年5月7日開催の取締役会の決議をもって改定した基本方針】	【2019年度の運用状況の概要】
①監査役の職務に必要な費用について、監査役の監査計画に応じて予算化し、有事における監査費用についても監査役又は監査役会の要請により適切かつ迅速にこれを前払い又は償還する。	①監査役の職務に必要な費用については、監査計画に応じて予算化されており、監査役又は監査役会の要請により監査に必要とされた費用については、適切かつ迅速にこれを前払い又は償還しています。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

【2020年5月7日開催の取締役会の決議をもって改定した基本方針】	【2019年度の運用状況の概要】
①財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告については、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、適切に整備、運用を行う。	①代表取締役社長CEO及び最高財務責任者（CFO）を責任者として、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部監査室が、その仕組みが適正に機能することを計画的かつ継続的に評価しており、不備があれば必要な是正を行います。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

【2020年5月7日開催の取締役会の決議をもって改定した基本方針】	【2019年度の運用状況の概要】
①反社会的勢力からの圧力に対しては、毅然とした対応をとる。また、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。	①当社は、「コンプライアンス憲章」において反社会的勢力からの圧力に対しては、毅然とした対応をとる旨を定め、すべての取引先及び役職員について、外部専門機関と連携し反社会的勢力との関係の有無を確認しています。また、取引に係る契約締結の際には、反社会的勢力との関係がない旨の表明保証、関係判明の際の即時解除の規定を設けております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,080	11	2,067	5,369	△504	9,025
当期変動額						
新株の発行	94	△5	94			184
親会社株主に帰属する 当期純利益				3,674		3,674
自己株式の処分				△0	7	6
持分法の適用範囲の変動				△13		△13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	94	△5	94	3,659	7	3,851
当期末残高	2,175	5	2,162	9,029	△496	12,877

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	312	312	9	3,539	12,886
当期変動額					
新株の発行					184
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,674
自己株式の処分					6
持分法の適用範囲の変動					△13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,292	5,292	25	2,258	7,576
当期変動額合計	5,292	5,292	25	2,258	11,427
当期末残高	5,605	5,605	34	5,797	24,313

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 15社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社水郷潮来ソーラー、株式会社富津ソーラー、株式会社菊川石山ソーラー、株式会社菊川堀之内谷ソーラー、九重ソーラー匿名組合事業、那須塩原ソーラー匿名組合事業、大津ソーラー匿名組合事業、四日市ソーラー匿名組合事業、那須烏山ソーラー匿名組合事業、軽米西ソーラー匿名組合事業、軽米東ソーラー匿名組合事業、株式会社レノバ・アセット・マネジメント、千秋ホールディングス株式会社、ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社、RENOVA Renewables Asia Pte. Ltd.

当連結会計年度において、那須烏山ソーラー匿名組合事業、軽米西ソーラー匿名組合事業及び軽米東ソーラー匿名組合事業の持分を追加取得したことにより、持分法適用の関連会社から除外し、連結の範囲に含めています。

当連結会計年度に新規に設立したRENOVA Renewables Asia Pte. Ltd.は、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 合同会社菊川石山ソーラーエステート、合同会社菊川堀之内谷ソーラーエステート、合同会社社の都バイオマスエナジー、合同会社はこだて恵山地熱
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 7社
- ・主要な会社等の名称 軽米尊坊ソーラー匿名組合事業、人吉ソーラー匿名組合事業、苅田バイオマスエナジー株式会社、徳島津田バイオマス発電所合同会社、合同会社御前崎港バイオマスエナジー、合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー、秋田由利本荘洋上風力合同会社

当連結会計年度において、人吉ソーラー匿名組合事業、合同会社御前崎港バイオマスエナジー、合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー及び秋田由利本荘洋上風力合同会社への出資等に伴い重要性が高まったため、持分法適用の関連会社に含めています。

当連結会計年度において、那須烏山ソーラー匿名組合事業、軽米西ソーラー匿名組合事業及び軽米東ソーラー匿名組合事業の持分を追加取得したことにより、連結の範囲に含めるべく、持分法適用の関連会社からは除外しています。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 合同会社菊川石山ソーラーエステート、合同会社菊川堀之内谷ソーラーエステート、合同会社社の都バイオマスエナジー、合同会社はこだて恵山地熱、株式会社南阿蘇湯の谷地熱
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 子会社株式（持分法非適用の非連結子会社株式）及び関連会社株式
移動平均法による原価法
ただし、匿名組合出資金は個別法によっています。詳細は、「⑤ホ. 匿名組合出資金の会計処理」に記載しています。
- ロ. その他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法

- ハ. たな卸資産
- ・仕掛品
 - ・原材料及び貯蔵品
- 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
「再生可能エネルギー発電事業」 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
「再生可能エネルギー開発・運営事業」 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 二. デリバティブ
- 時価法
ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
- 定額法によっています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物及び構築物 2年～45年
機械装置及び運搬具 3年～22年
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
- 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっています。
- ハ. リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- ・貸倒引当金
 - ・投資損失引当金
 - ・賞与引当金
 - ・株式給付引当金
 - ・特別修繕引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
投資に対する損失に備えるため、投資先の実情を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。
株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を含む）及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。
再生可能エネルギー発電設備に係る修繕に備えるため、将来の修繕見込額に基づき計上しています。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 為替予約、金利スワップ
- ・ヘッジ対象 外貨建金銭債務、借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

為替変動リスクや金利変動リスクを回避することを目的として為替予約取引や金利スワップ取引などを行っています。

二. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産、負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略しています。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

- ・開業費 5年間で均等償却しています。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、当社と同様の方法により円貨に換算し、収益及び費用は前月末の直物為替相場による円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

ハ. のれんの償却に関する事項

のれんは、投資効果の発現する期間（20年以内）で均等償却を行っています。ただし、金額僅少の場合は一括償却しています。

二. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

ホ. 匿名組合出資金の会計処理

匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しています。匿名組合への出資時に当該資産科目に計上しています。

ヘ. 連結納税制度の適用

当社及び一部の子会社は、連結納税制度を適用しています。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において無形固定資産の「その他」に含めて表示していた「借地権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しています。

なお、前連結会計年度の「借地権」は708百万円です。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	14,601百万円
売掛金	1,763百万円
原材料及び貯蔵品	106百万円
預け金	460百万円
建物及び構築物	29,525百万円
機械装置及び運搬具	49,083百万円
土地	2,855百万円
有形固定資産 その他	293百万円
借地権	1,872百万円
無形固定資産 その他	14百万円
関係会社株式	6,678百万円
計	107,255百万円

上記の資産に加えて、子会社株式4,934百万円を担保に供しています。

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	8,021百万円
長期借入金	81,474百万円
計	89,495百万円

上記の他、持分法適用会社である荻田バイオマスエナジー株式会社、徳島津田バイオマス発電所合同会社及び合同会社御前崎港バイオマスエナジーにおいて、51,187百万円の借入を行っています。

(2) 保証債務等

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し、スポンサーサポート契約を差し入れています。

荻田バイオマスエナジー株式会社 (注)	25,489百万円
---------------------	-----------

(注) 荻田バイオマスエナジー株式会社の金融機関からの借入れに関して、当社は同社の他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件として、同社の借入金金融機関に対するスポンサーサポートに合意しています。上記の同社借入総額に関するサポートの当社負担割合は約50.9%です。

以下の関係会社のリース債務に対して保証を行っています。

秋田由利本荘洋上風力合同会社	5百万円
----------------	------

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	98,926百万円
借入実行残高	94,004百万円
借入未実行残高	4,921百万円

(4) 財務制限条項

① 株式会社レノバ

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金20百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金20百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を前年同期比又は2013年5月に終了する決算期の末日のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ロ. 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金54百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金36百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 各事業年度の決算期末日における単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。
- ロ. 各事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前事業年度の決算期の末日又は2015年5月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金600百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金120百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における連結の損益計算書に示される経常損益について、2期連続で経常損失を計上しないこと。
- ロ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年同期比又は2016年5月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金87百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金87百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2015年5月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金600百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金300百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を直近の事業年度末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ロ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される経常損益について、2期連続で経常損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金210百万円（うち1年以内返済予定の長

期借入金140百万円)には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、以下のインタレストカバレッジレシオが1以下とならないこと。
$$\text{インタレストカバレッジレシオ} = (\text{営業利益} + \text{受取利息}) / \text{支払利息}$$
- ロ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における総負債の金額が総資産の金額を上回らないこと。
- ハ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される当期純損益について、2期連続で当期純損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金300百万円(うち1年以内返済予定の長期借入金100百万円)には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ロ. 各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金1,110百万円(うち1年以内返済予定の長期借入金100百万円)には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2019年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年5月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きいほうの75%以上に維持すること。
- ロ. 2019年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の連結損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金2,000百万円(うち1年以内返済予定の長期借入金100百万円)には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2018年5月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金449百万円(うち1年以内返済予定の長期借入金100百万円)には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2018年5月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ロ. 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金433百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金－百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2020年3月期決算における連結損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ロ. 2021年3月期決算以降における連結損益及び包括利益計算書上の当期純損益に関して、2期連続して当期純損失を計上しないこと。ただし、2021年3月に終了する決算期については、2020年3月に終了する決算期に係る連結損益計算書上の経常損益に関して経常損失を計上し、かつ2021年3月に終了する決算期に係る連結損益及び包括利益計算書上の当期純損益に関して当期純損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金1,812百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金249百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2020年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

② 株式会社水郷潮来ソーラー

連結子会社の株式会社水郷潮来ソーラーが締結しているシンジケートローン契約による長期借入金2,392百万円（うち1年内返済予定の長期借入金189百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

2013年3月以降「シニアローン最終返済期日」が属する「事業半期」までの期間において、当該時点の前々「事業半期」及び直前の「事業半期」、並びに当該時点の属する「事業半期」及び翌「事業半期」に係る、それぞれ2「事業半期」通期の「シニアDSCR」（前々「事業半期」及び直前の「事業半期」については実績値、翌「事業半期」については、当該時点までの実績値を加味した「年間事業計画」に基づく予測値とする。）のいずれかが1.10を下回ることが判明した場合には、速やかに当該事項を「エージェント」に通知の上、改善計画を「エージェント」に対して提出すること。

③ 株式会社富津ソーラー

連結子会社の株式会社富津ソーラーが締結しているシンジケートローン契約による長期借入金7,665百万円（うち1年内返済予定の長期借入金591百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

2013年3月以降「シニアローン最終返済期日」が属する「事業半期」までの期間において、当該時点の前々「事業半期」及び直前の「事業半期」、並びに当該時点の属する「事業半期」及び翌「事業半期」に係る、それぞれ2「事業半期」通期の「シニアDSCR」（前々「事業半期」及び直前の「事業半期」については実績値、翌「事業半期」については「長期事業計画」に基づく予測値とし、当該時点の属する「事業年度」については、当該時点までの実績値を加味した「年間事業計画」に基づく予測値とする。）のいずれかが1.10を下回ることが判明した場合には、速やかに当該事項を「エージェント」に通知の上、改善計画を「エージェント」に対して提出すること。

④ 株式会社菊川石山ソーラー

連結子会社の株式会社菊川石山ソーラーが締結しているシンジケートローン契約による長期借入金1,745百万元（うち1年内返済予定の長期借入金137百万元）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2014年3月末日以降の各D S C R計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画D S C Rを1.1以上に維持すること、及び2015年6月末日以降の各D S C R計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するD S C R計算基準日までの期間）における実績D S C Rを1.1以上に維持すること。

⑤ 株式会社菊川堀之内谷ソーラー

連結子会社の株式会社菊川堀之内谷ソーラーが締結しているシンジケートローン契約による長期借入金1,374百万元（うち1年内返済予定の長期借入金108百万元）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2014年3月末日以降の各D S C R計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画D S C Rを1.1以上に維持すること、及び2015年6月末日以降の各D S C R計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するD S C R計算基準日までの期間）における実績D S C Rを1.1以上に維持すること。

⑥ 九重ソーラー匿名組合事業

連結子会社の九重ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約による長期借入金5,306百万元（うち1年内返済予定の長期借入金407百万元）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2014年3月末日以降の各D S C R計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画D S C Rを1.1以上に維持すること、及び2015年6月末日以降の各D S C R計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するD S C R計算基準日までの期間）における実績D S C Rを1.1以上に維持すること。

⑦ 那須塩原ソーラー匿名組合事業

連結子会社の那須塩原ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約による長期借入金5,420百万元（うち1年内返済予定の長期借入金386百万元）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2015年9月末日以降の各D S C R計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画D S C Rを1.1以上に維持すること、及び2015年9月末日以降の各D S C R計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するD S C R計算基準日までの期間）における実績D S C Rを1.05以上に維持すること。

⑧ 大津ソーラー匿名組合事業

連結子会社の大津ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約による長期借入金4,468百万元（うち1年内返済予定の長期借入金272百万元）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2016年3月末日以降の各D S C R計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画D S C Rを1.1以上に維持すること、及び2016年3月末日以降の各D S C R計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するD S C R計算基準日までの期間）における実績D S C Rを1.05以上に維持すること。

⑨ 四日市ソーラー匿名組合事業

連結子会社の四日市ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約による長期借入金7,131百万元（うち1年内返済予定の長期借入金369百万元）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2019年4月1日以降の各「事業半期」において、当該時点の前々「事業半期」及び直前の「事業半期」に係る「シニアD S C R（実績値）」を通期で1.05以上に維持すること。
- ロ. 2019年4月1日以降の各「事業半期」において、「事業計画」に基づいて合理的に計算される直後の連続する2「事業半期」通期の「シニアD S C R（予想値）」を1.05以上に維持すること。

⑩ 那須烏山ソーラー匿名組合事業

連結子会社の那須烏山ソーラー匿名組合事業が締結している限度貸出契約による長期借入金6,929百万元（うち1年内返済予定の長期借入金774百万元）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 各「事業半期」において、当該時点の前々「事業半期」及び直前の「事業半期」に係る「シニアD S C R（実績値）」を通期で1.05以上に維持すること。
- ロ. 各「事業半期」において、「事業計画」に基づいて合理的に計算される直後の連続する2「事業半期」通期の「シニアD S C R（予想値）」を1.05以上に維持すること。

⑪ 軽米西ソーラー匿名組合事業

連結子会社の軽米西ソーラー匿名組合事業が締結している限度貸出契約による長期借入金16,604百万元（うち1年内返済予定の長期借入金1,761百万元）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 各「事業半期」において、当該時点の前々「事業半期」及び直前の「事業半期」に係る「シニアD S C R（実績値）」を通期で1.05以上に維持すること。
- ロ. プロジェクトの継続性に重大な悪影響を及ぼす内容での「再生可能エネルギー特措法」その他の法令等の制定又は変更があり、当該法令等の制定又は変更を反映した「事業計画」における、将来いずれの「事業半期」に係る「シニアD S C R（予想値）」についても1.05以上に維持すること。

⑫ 軽米東ソーラー匿名組合事業

連結子会社の軽米東ソーラー匿名組合事業が締結している限度貸出契約による長期借入金23,712百万元（うち1年内返済予定の長期借入金2,374百万元）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 各「事業半期」において、当該時点の前々「事業半期」及び直前の「事業半期」に係る「シニアD S C R（実績値）」を通期で1.05以上に維持すること。

ロ. プロジェクトの継続性に重大な悪影響を及ぼす内容での「再生可能エネルギー特措法」その他の法令等の制定又は変更があり、当該法令等の制定又は変更を反映した「事業計画」における、将来いずれの連続する2「事業半期」に係る「シニアD S C R（予想値）」についても通期で1.05以上に維持すること。

⑬ ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社

連結子会社のユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社が締結している金銭消費貸借契約による長期借入金4,568百万円（うち1年内返済予定の長期借入金443百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

イ. 年次予算計画及び事業計画に基づいた翌事業年度に係るD S C R（予想）を1.05以上に維持すること。また、各事業年度におけるD S C R（実績）を1.05以上に維持すること。

ロ. ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社の株主資本をプラスの状態に維持すること。

ハ. ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社が2期連続して当期損失とならないこと。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	75,470,000株	1,337,600株	一株	76,807,600株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使による増加です。

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

[株式会社レノバ]

内 訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)			
		当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
第 16 回 2011年2月26日付与	普通株式	67,200	—	30,400	36,800
第 18 回 2012年7月24日付与	普通株式	204,800	—	104,000	100,800
第 19 回 2013年2月27日付与	普通株式	60,800	—	19,200	41,600
第 20 回 2014年4月30日付与	普通株式	113,600	—	44,800	68,800
第 21 回 2014年4月30日付与	普通株式	174,400	—	35,200	139,200
第 22 回 2014年7月30日付与	普通株式	184,000	—	62,400	121,600
第 23 回 2015年8月29日付与	普通株式	281,600	—	259,200	22,400
第 24 回 2015年10月27日付与	普通株式	88,000	—	36,800	51,200
第 25 回 2016年1月27日付与	普通株式	718,400	—	134,400	584,000
第 26 回 2016年9月27日付与	普通株式	1,123,200	—	492,800	630,400
第 27 回 2016年10月8日付与	普通株式	1,016,000	—	329,600	686,400
合 計		4,032,000	—	1,548,800	2,483,200

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものについては除いています。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資（長期）です。

海外から輸入するバイオマス発電燃料の外貨建て取引に関して、為替変動リスクをヘッジするために為替予約契約を締結しており、繰延ヘッジ処理を適用しています。

変動金利の借入金については、その一部について、金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っており、繰延ヘッジ処理又は金利スワップの特例処理を適用しています。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（(注) 3. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (注) 1	時 価 (注) 1	差 額
(1) 現金及び預金	24,945百万円	24,945百万円	—
(2) 売掛金	5,205	5,205	—
(3) 関係会社立替金 貸倒引当金	2,350 △113		
	2,237	2,237	
(4) 未収消費税	3,029	3,029	—
(5) 未払法人税等	(2,329)	(2,329)	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	(9,649)	(9,649)	—
(7) 長期借入金	(100,373)	(102,133)	1,759
(8) デリバティブ取引	4,366	4,366	—

(注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しています。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

2. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 関係会社立替金、(4) 未収消費税、(5) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。なお、関係会社立替金については対応する貸倒引当金を控除しています。

(6) 1年内返済予定の長期借入金

同一の残存期間で同条件の借入を行う場合に想定される金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって時価を見積もった結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(7) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される金利で割り引いて算出する方法によっています。変動金利による借入金の一部については金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる金利で割り引いて算出する方法によっています。また、一部の借入金については金利0%ですが、保証料率が2.2%（固定）であることから、

元金及び保証料の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される保証料率で割り引いた現在価値により算定しています。

(8) デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

金利スワップ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は当該借入金の時価を含めて記載しています（上記(7)参照）。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	当連結会計年度 (2020年3月31日)
関係会社株式	12,328百万円
その他の関係会社有価証券	490百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 241円77銭

(2) 1株当たりの当期純利益 48円58銭

(注) 当社は、2018年8月29日の株主総会決議に基づき、株式報酬制度を導入しています。前連結会計年度において、同制度に関連して当社が金銭を拠出することにより設定した信託を通じて取得された当社株式は自己株式として計上しています。当連結会計年度において、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から同自己株式387,700株を控除しており、1株当たりの当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において同自己株式389,457株を控除しています。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

(企業結合に関する注記)

(1) 那須烏山ソーラー匿名組合事業の出資持分追加取得による企業結合

当社は、2019年5月1日に運転を開始した那須烏山ソーラー発電所を保有する、当社の持分法適用関連会社であった那須烏山ソーラー匿名組合事業（以下「那須烏山ソーラー」といいます）の出資持分を2019年6月28日付けで追加取得しました。この結果、那須烏山ソーラーに対する当社の出資比率は100.0%となり、那須烏山ソーラーは当社の連結子会社となりました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
那須烏山ソーラー匿名組合事業	太陽光発電事業

(2) 企業結合を行った主な理由

発電事業者として今後とも地域と共に発展を続けながら、当社の収益規模の拡大も図るため。

- (3) 企業結合日

2019年6月28日（出資持分取得日）	
2019年6月30日（みなし取得日）	
- (4) 企業結合の法的形式

出資持分の取得	
---------	--
- (5) 結合後企業の名称

那須烏山ソーラー匿名組合事業	
----------------	--
- (6) 取得した出資持分比率

企業結合日直前に所有していた出資持分比率	38.0%
企業結合日に追加取得した出資持分比率	62.0%
取得後の出資持分比率	100.0%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として出資持分を取得したことによるものです。
2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年7月1日から2020年3月31日まで
3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合日直前に保有していた那須烏山ソーラーの	
企業結合日における時価	220百万円
追加取得に伴い支出した現金	359百万円
取得原価	579百万円
4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益	169百万円
-----------	--------
5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。
6. 負ののれん発生益の金額及び発生原因
 - (1) 負ののれん発生益の金額

66百万円	
-------	--
 - (2) 発生原因

那須烏山ソーラー匿名組合事業は、企業結合の2ヶ月前に営業運転を開始し、運転で発生した利益により増加した時価純資産額が取得原価を上回ったためです。
7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,303百万円
固定資産	6,440
繰延資産	425
資産合計	8,169
流動負債	1,872
固定負債	5,651
負債合計	7,523

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	159百万円
営業利益	130
経常利益	115
税金等調整前当期純利益	115
親会社株主に帰属する当期純利益	115
1株当たり当期純利益	1.53円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としています。

なお、当該注記は監査証明を受けていません。

- (2) 軽米西ソーラー匿名組合事業の出資持分追加取得による企業結合

当社は、2019年7月1日に運転を開始した軽米西ソーラー発電所を保有する、当社の持分法適用関連会社であった軽米西ソーラー匿名組合事業（以下「軽米西ソーラー」といいます）の出資持分を同日付けで追加取得しました。この結果、軽米西ソーラーに対する当社の出資比率は51.0%となり、軽米西ソーラーは当社の連結子会社となりました。

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
軽米西ソーラー匿名組合事業	太陽光発電事業

- (2) 企業結合を行った主な理由

発電事業者として今後とも地域と共に発展を続けながら、当社の収益規模の拡大も図るため。

- (3) 企業結合日

2019年7月1日

- (4) 企業結合の法的形式

出資持分の取得

- (5) 結合後企業の名称

軽米西ソーラー匿名組合事業

- (6) 取得した出資持分比率

企業結合日直前に所有していた出資持分比率 38.0%

企業結合日に追加取得した出資持分比率 13.0%

取得後の出資持分比率 51.0%

- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として出資持分を取得したことによるものです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2019年7月1日から2020年3月31日まで
3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
企業結合日直前に保有していた軽米西ソーラーの
企業結合日における時価 963百万円
追加取得に伴い支出した現金 329百万円
取得原価 1,293百万円
4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差益 682百万円
5. 主要な取得関連費用の内容及び金額
該当事項はありません。
6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- (1) 発生したのれん
312百万円
- (2) 発生原因
主として、今後の事業展開によって期待される超過収益力です。
- (3) 償却方法及び償却期間
20年間にわたる均等償却
7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|----------|
| 流動資産 | 2,448百万円 |
| 固定資産 | 16,911 |
| 繰延資産 | 919 |
| 資産合計 | 20,279 |
| 流動負債 | 3,327 |
| 固定負債 | 15,032 |
| 負債合計 | 18,360 |
8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
- | | |
|-----------------|--------|
| 売上高 | －百万円 |
| 営業利益 | △0 |
| 経常利益 | △0 |
| 税金等調整前当期純利益 | △0 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | △0 |
| 1株当たり当期純利益 | △0.00円 |

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としています。

なお、当該注記は監査証明を受けていません。

(3) 軽米東ソーラー匿名組合事業の出資持分追加取得による企業結合

当社は、2019年12月1日に運転を開始した軽米東ソーラー発電所を保有する、当社の持分法適用関連会社であった軽米東ソーラー匿名組合事業（以下「軽米東ソーラー」といいます）の出資持分を2019年12月2日付けで追加取得しました。この結果、軽米東ソーラーに対する当社の出資比率は69.3%となり、軽米東ソーラーは当社の連結子会社となりました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
軽米東ソーラー匿名組合事業	太陽光発電事業

(2) 企業結合を行った主な理由

発電事業者として今後とも地域と共に発展を続けながら、当社の収益規模の拡大も図るため。

(3) 企業結合日

2019年12月2日（出資持分の追加取得日）

2019年12月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

出資持分の取得

(5) 結合後企業の名称

軽米東ソーラー匿名組合事業

(6) 取得した出資持分比率

企業結合日直前に所有していた出資持分比率 38.5%

企業結合日に追加取得した出資持分比率 30.8%

取得後の出資持分比率 69.3%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として出資持分を取得したことによるものです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年1月1日から2020年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合日直前に保有していた軽米東ソーラーの

企業結合日における時価 1,277百万円

追加取得に伴い支出した現金 1,020百万円

取得原価 2,297百万円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 1,030百万円

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

384百万円

(2) 発生原因

主として、今後の事業展開によって期待される超過収益力です。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	3,287百万円
固定資産	25,245
繰延資産	1,385
資産合計	29,918
流動負債	3,573
固定負債	23,583
負債合計	27,156

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	128百万円
営業利益	△23
経常利益	△72
税金等調整前当期純利益	△72
親会社株主に帰属する当期純利益	△50
1株当たり当期純利益	△0.66円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としています。

なお、当該注記は監査証明を受けていません。

(役員向け株式交付信託)

当社は、2018年8月29日開催の第19回定時株主総会の決議に基づき、役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績及び株式価値向上への貢献意識を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を含む）及び執行役員（以下、社外取締役を除く取締役及び執行役員を「社内役員」という。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しています。

1. 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づいて、各社内役員及び各社外取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式等を、本信託を通じて各社内役員及び各社外取締役に交付等する株式報酬制度です。なお、社内役員が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として、各制度対象期間（注）の翌事業年度の業績評価確定後とし、社外取締役については事業年度毎とします。

(注) 制度対象期間とは4事業年度毎に定める期間とします。

2. 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しています。

自己株式の帳簿価額及び株式数

前連結会計年度	504百万円	393,600株
当連結会計年度	496百万円	387,700株

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	新株式 申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計		
			資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	2,080	11	2,059	2,059	6,479	6,479	△504	10,126	9	10,135
当期変動額										
新株の発行	94	△5	94	94				184		184
当期純利益					4,831	4,831		4,831		4,831
自己株式の処分					△0	△0	7	6		6
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									25	25
当期変動額合計	94	△5	94	94	4,830	4,830	7	5,022	25	5,047
当期末残高	2,175	5	2,153	2,153	11,310	11,310	△496	15,149	34	15,183

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法
ただし、匿名組合出資金は個別法によっています。詳細は、「(5)③匿名組合出資金の会計処理」に記載しています。 |
| ② その他有価証券
時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ③ たな卸資産
仕掛品 | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| ④ デリバティブ | 時価法
ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|---------------------------------------|--|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 3年～24年
構築物 2年
工具、器具及び備品 2年～20年
車両運搬具 4年 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しています。 |
| ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。 |
| 投資損失引当金 | 投資に対する損失に備えるため、投資先の実情を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。 |
| 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。 |
| 株式給付引当金 | 株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を含む）及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。 |

(4) 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

③ 匿名組合出資金の会計処理

匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しています。匿名組合への出資時に当該資産科目に計上しています。

④ 連結納税制度の適用

当社は連結納税制度を適用しています。

2. 表示方法の変更にに関する注記

(損益計算書)

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示していた「投資損失引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しています。

なお、前事業年度の「投資損失引当金繰入額」は3百万円です。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社及び出資先の金融機関に対する借入金に対して担保に供している資産は次のとおりです。

預け金	460百万円
関係会社株式	4,136百万円
その他の関係会社有価証券	2,917百万円
計	7,513百万円

② 担保に係る債務

当社において上記担保に対応する債務はありませんが、関係会社における借入金102,910百万円の担保に差し入れています。

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し、株主サポート契約又はスポンサーサポート契約を差し入れています。

株式会社水郷潮来ソーラー	2,392百万円
株式会社富津ソーラー	7,665百万円
株式会社菊川石山ソーラー	1,745百万円
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	1,374百万円
九重ソーラー匿名組合事業	5,306百万円
那須塩原ソーラー匿名組合事業	5,420百万円
大津ソーラー匿名組合事業	4,468百万円
軽米西ソーラー匿名組合事業	16,604百万円
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	6,746百万円
刈田バイオマスエナジー株式会社（注）	25,489百万円
合計	77,212百万円

（注）刈田バイオマスエナジー株式会社の金融機関からの借入れに関して、当社は同社の他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件として、同社の借入金融機関に対するスポンサーサポートに合意しています。上記の同社借入総額に関するサポートの当社負担割合は約50.9%です。

以下の関係会社のリース債務に対して保証を行っています。

秋田由利本荘洋上風力合同会社	5百万円
----------------	------

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

① 短期金銭債権	5,345百万円
② 短期金銭債務	207百万円

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	9,807百万円
借入実行残高	6,687百万円
借入未実行残高	3,120百万円

(5) 財務制限条項

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金20百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金20百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を前年同期比又は2013年5月に終了する決算期の末日のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金54百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金36百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 各事業年度の決算期末日における単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。
- ② 各事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前事業年度の決算期の末日又は2015年5月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金600百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金120百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2017年5月期以降の各決算期の末日における連結の損益計算書に示される経常損益について、2期連続で経常損失を計上しないこと。
- ② 2017年5月期以降の各決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年同期比又は2016年5月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金87百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金87百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2015年5月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金600百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金300百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を直近の事業年度末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される経常損益について、2期連続で経常損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金210百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金140百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、以下のインタレストカバレッジレシオが1以下とならないこと。
インタレストカバレッジレシオ = (営業利益 + 受取利息) / 支払利息
- ② 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における総負債の金額が総資産の金額を上回らないこと。
- ③ 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される当期純損益について、2期連続で当期純損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金300百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金100百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金1,110百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金－百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2019年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年5月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きいほうの75%以上に維持すること。
- ② 2019年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の連結損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金2,000百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金－百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2018年5月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金449百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金－百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2018年5月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- ② 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金433百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金－百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2020年3月期決算における連結損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ② 2021年3月期決算以降における連結損益及び包括利益計算書上の当期純損益に関して、2期連続して当期純損失を計上しないこと。ただし、2021年3月に終了する決算期については、2020年3月に終了する決算期に係る連結損益計算書上の経常損益に関して経常損失を計上し、かつ2021年3月に終了する決算期に係る連結損益及び包括利益計算書上の当期純損益に関して当期純損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金1,812百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金249百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2020年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

8,301百万円

販売費及び一般管理費

34百万円

営業取引以外の取引高

918百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 387,700株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税

91百万円

賞与引当金

63百万円

貸倒引当金

34百万円

投資有価証券等評価損

77百万円

会社分割による子会社株式調整額

74百万円

匿名組合分配損益

240百万円

その他

76百万円

繰延税金資産小計

658百万円

評価性引当額

△117百万円

繰延税金資産合計

541百万円

繰延税金負債

匿名組合分配損益

△95百万円

その他

△27百万円

繰延税金負債合計

△123百万円

繰延税金資産の純額

417百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権の所有割合、被所有割合又は出資割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社レノバ・アセット・マネジメント	所有割合 直接 100.0%	再生可能エネルギー発電事業に関する施設運営・管理の経営運営支援。バックオフィスサービスの提供。役員の兼任あり。	資金の移動 (注 1)	129	前受金	200
子会社	株式会社水郷潮来ソーラー	所有割合 直接 68.0%	太陽光発電所の運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注 2)(注 6)及び担保提供(注 3)	2,392	—	—
子会社	株式会社富津ソーラー	所有割合 直接 51.0%	太陽光発電所の運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注 2)(注 6)及び担保提供(注 3)	7,665	—	—
子会社	株式会社菊川石山ソーラー	所有割合 直接 63.0%	太陽光発電所の運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注 2)(注 6)及び担保提供(注 3)	1,745	—	—
子会社	株式会社菊川堀之内谷ソーラー	所有割合 直接 61.0%	太陽光発電所の運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注 2)(注 6)及び担保提供(注 3)	1,374	—	—
子会社	九重ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注 2)(注 6)及び担保提供(注 3)	5,306	—	—
子会社	那須塩原ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注 2)(注 6)及び担保提供(注 3)	5,420	—	—
子会社	大津ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注 2)(注 6)及び担保提供(注 3)	4,468	—	—
子会社	軽米西ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 51.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注 2)(注 6)及び担保提供(注 3)	16,604	—	—

種 類	会社等の名称	議決権の所有割合、被所有割合又は出資割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	ユニテッドリニューアブルエナジー株式会社	所有割合 間接 69.2%	バイオマス発電所の経営管理支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)及び担保提供(注3)	6,746	—	—
関連会社	秋田由利本荘洋上風力合同会社	所有割合 直接 50.0%	事業開発業務の運営支援。業務執行役員。	増資の引受	3,906	—	—
関連会社	荻田バイオマスエナジー株式会社	所有割合 直接 43.1%	発電所建設の工事管理支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注4)(注6)(注9)及び担保提供(注5)	25,489	—	—
関連会社	合同会社御前崎港バイオマスエナジー	所有割合 直接 38.0%	事業開発に関する業務の受託。発電所建設の工事管理支援。業務執行社員。	事業開発に関する業務の受託(注7)(注8)	3,000	—	—
				工事に関する保証金差入(注5)(注6)	460	預け金	460
				増資の引受	433	—	—
関連会社	合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー	所有割合 直接 38.0%	事業開発に関する業務の受託。発電所建設の工事管理支援。業務執行社員。	事業開発に関する業務の受託(注7)(注8)	3,500	売掛金	3,850
				事業開発に関する費用の立替(注10)	1,672	関係会社立替金	1,813
				増資の引受	766	—	—
関連会社	株式会社南阿蘇湯の谷地熱	所有割合 直接 30.0%	事業開発業務の運営支援。役員の兼任あり。	資金の貸付	154	短期貸付金	154
関連会社	合同会社人吉ソーラー	所有割合 直接 38.0%	事業開発業務の運営支援。匿名組合出資	事業開発に関する業務の受託(注7)(注8)	500	売掛金	440

- (注) 1. 資金の移動は、完全子会社との間における余剰資金を本社が集中的に管理し、資金の調達・運用を効率化するための取引であり、取引金額は期中の平均残高を記載しています。
2. 子会社の銀行借入につき、スポンサーサポート契約を締結したものです。
3. 子会社の銀行借入につき、担保提供を行ったものです。
4. 関連会社の銀行借入につき、スポンサーサポート契約を締結したものです。
5. 関連会社の銀行借入につき、担保提供を行ったものです。
6. 保証料の受領は行っていません。
7. 取引価格については、事業の規模や開発期間を考慮して、取引関係者との交渉の上決定しています。
8. 取引金額には、消費税等を含んでいません。期末残高には消費税等を含んでいます。

9. 荏田バイオマスエナジー株式会社の金融機関からの借入れに関して、当社は同社の他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件として、同社の借入金融機関に対するスポンサーサポートに合意しています。上記の同社借入総額に関するサポートの当社負担割合は約50.9%です。
10. 取引金額及び期末残高には、消費税等を含んでいます。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 198円16銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 63円88銭 |

(注) 当社は、2018年8月29日の株主総会決議に基づき、株式報酬制度を導入しています。前事業年度において、同制度に関連して当社が金銭を拠出することにより設定した信託を通じて取得された当社株式は自己株式として計上しています。当事業年度において、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から同自己株式387,700株を控除しており、1株当たりの当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において同自己株式389,457株を控除しています。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。